

令和6年度中山間地域人材養成実践講座業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が令和6年度中山間地域人材養成実践講座業務（以下「本業務」という。）を委託する場合の、受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

令和6年度中山間地域人材養成実践講座業務

2 業務目的

過疎化や高齢化による担い手不足で、農地の荒廃や集落機能の低下が進行している中山間地域^{※1}において、農村環境の保全や地域資源の保存等の農村地域の維持・発展に関わる活動（以下、「地域活動」という。）に取り組んでいる地域団体^{※2}を対象に、次世代のリーダー育成や安全・安心な事業運営に必要なスキルの習得等を目的とした研修を開催し、持続的な地域活動の展開を支援する。

併せて、ボランティアのスキル向上や外部人材による地域の情報発信に係る研修を開催し、地域の支え手となる外部人材の育成及び関係人口の創出を図る。

※1：本事業における中山間地域とは、3法指定（特定農山村法、山村振興法、過疎法）の中山間地域を有する以下の12市町をいう。

栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町

※2：地域住民が中心となる団体の他、地域外の人材が集まり地域支援に取り組む団体を含む。

3 委託期間

本業務の履行期間は契約締結の日から令和7(2025)年3月7日（金）までとする。

4 委託料の支払い

- 委託費は2,997,896円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。
- 委託料の支払いは、原則として本業務完了後の精算払とする。

5 業務内容

乙は、以下の業務を実施すること。

(1) 「業務実施計画書」の作成

本業務の実施に先立ち、乙は甲と十分に打合せを実施した上で、以下に示す内容等を取りまとめた「業務実施計画書」を作成し、甲に提出すること。

ア 実施体制

- ・本業務に関する実施体制を示すこと。
- ・乙は、本業務を推進し全体の責任をとる実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整

機能を一元化すること。

- ・実施責任者は、県担当者と十分な意思疎通が図れる者とし、委託期間を通じて、県担当者と緊密な連携、調整を図ること。
- ・実施体制を変更する場合は、甲に事前に報告し、新しい実施体制について了承を得ること。

イ 連絡体制

本業務に関わる主な関係者の連絡先一覧を作成すること。連絡先には対応者氏名、メールアドレス、電話番号を含むこと。

ウ スケジュール

年間を通した本業務のスケジュールを示すこと。

(2) 地域団体向け研修の開催

以下の要件を満たす地域団体向けの研修を企画・運営すること。なお、必要に応じて外部から適切な講師を招聘すること。

- ア 目的** 地域活動の実施に必要な事業運営力の強化や安全・安心な事業実施体制の構築及び他の地域団体とのネットワーク形成のためのワークショップや実習を取り入れた研修を開催し、自発的かつ持続的な組織運営を可能とする地域団体を育成する。併せて、地域活動に取り組む団体を作るために必要な事項やスキルの習得に係る研修を実施することで、中山間地域における新たな地域活動の動きを促進する。
- イ 対象者** 以下のいずれかに該当する者を対象とする。
- ・中山間地域で地域活動に取り組む地域団体
 - ・中山間地域においてこれから地域活動に取り組む団体を作りたい者
 - ・上記地域団体等を支援する活動を行う NPO 法人 等
- ウ 回数** 5 回程度(うち 1 回はこれから地域活動に取り組む団体を作りたい者向け)
- エ 定員** 以下の通りの定員とする。
- ・10 団体程度(既に活動を開始している地域団体向けの研修。各地域団体の参加者は実施回ごとに調整可能とする。)
 - ・10 名程度(これから地域活動に取り組む団体を作りたい者向けの研修)
- オ 内容** 持続的な活動を可能とする組織づくりに向けた講座、リスクアセスメントや活動で使用する機器(刈払機、鉋等)の取扱い等安全に配慮した活動実施のための実習、協働活動^{※3}の先進事例の紹介、参加者同士のネットワーク形成に資するワークショップ等を実施すること。
- また、これから地域活動に取り組む団体を作りたい者に対し、必要な事項やスキルの習得に係る研修及び参加者同士のネットワーク形成に資するワークショップ等を 1 回程度実施すること。
- カ 実施方法** 原則として、対面での開催とすること。
- キ その他** 参加者から受講料を徴収しないこと。また、研修会場までの交通費や昼食

代は、原則として参加者の自己負担とすること。

※3：本書における協働活動とは、農村環境の保全や地域資源の保存等の農村地域の維持・発展に関わる活動に、地域団体と県内外の多様な人材（農村ファン）が一緒に取り組むことをいう。

（3）一般（ボランティア）向け研修の開催

以下の要件を満たす一般（ボランティア）向けの研修を企画・運営すること。なお、必要に応じて外部から適切な講師を招聘すること。

- ア 目的 地域活動に必要なスキルの習得に係る研修を実施し、中山間地域における地域活動への参加を促進する。
- イ 対象者 中山間地域や農村地域の維持・発展に係るボランティア活動に関心がある者
- ウ 回数 1回以上
- エ 定員 20名程度
- オ 内容 ボランティア同士の仲間づくりや活動参加のモチベーション向上及び地域団体やボランティア間でのコミュニケーション能力向上等に資するワークショップや、刈払機や鉋の使い方等の地域活動に必要なスキルの習得に係る実習形式の研修等を実施すること。
- カ 実施方法 原則として、対面での開催とすること。
- キ その他 参加者から受講料を徴収しないこと。また、研修会場までの交通費や昼食代は、原則として参加者の自己負担とすること。

（4）外部人材による地域の情報発信に係る研修の開催

以下の要件を満たす外部人材による地域の情報発信に係る研修を企画・運営すること。なお、必要に応じて外部から適切な講師を招聘すること。

- ア 目的 学生等の若年層に地域活動を体験する場や地域団体との交流の場を設け、中山間地域及び地域活動に対する理解促進を図る。併せて、地域や地域活動の魅力等を農村ボランティアマッチングサイト「TUNAGU^{※4}」や参加者のSNSを通じて発信してもらうことで、地域の情報発信を強化する。
- イ 対象者 高校生から20代で、中山間地域における地域活動に興味があり、原則として全ての研修に参加できる者。
- ウ 回数 3回程度
- エ 定員 15名程度
- オ 内容 取材及び記事作成の基本的スキルの習得、現地取材、取材後に参加者が作成した原稿に対するフィードバックを基本の構成とする研修とすること。なお、研修で参加者が作成する原稿は、「TUNAGU」で公開することを前提とする。
- カ 実施方法 原則として、対面での開催とすること。

キ その他 参加者から受講料を徴収しないこと。また、研修会場までの交通費や昼食代は、原則として参加者の自己負担とすること。ただし、現地取材時における参加者の取材先までの移動手段について、配慮すること。

※4：甲が運営する栃木県の中山間地域の魅力ある多種多様な情報を配信し、県内外の多様な人材(農村ファン)と地域団体を協働活動により結び付けるためのサイト (<https://tochigi-tunagu.jp/>)

(5) チラシの作成

乙は上記(2)～(4)の研修を開催するにあたり、周知のためのチラシを作成すること。なお、デザインや印刷部数等については、甲と協議の上で決定すること。

(6) アンケートの実施・結果のとりまとめ

乙は上記(2)～(4)の研修を開催するにあたり、甲と協議の上でアンケートを作成し、参加者に対しアンケートを実施すること。また、研修実施後5営業日以内に結果をとりまとめ、甲に報告すること。

(7) 全体管理業務

乙は各研修の企画、広報、全体運営、講師等の選定、参加者の募集・取りまとめ、参加者のフォローアップ、(4)の研修における取材先の選定及び日程等の調整の他、事業実施に必要な全ての業務を行うこと。

6 成果物

(1) 成果物、納期等

No	成果物名	納品期日	納入形式
1	業務実施計画書	契約締結後 15 営業日以内	データ
2	チラシ	甲が指定する期日まで	データ
3	参加者名簿	(計画) 研修の 5 営業日前まで (実績) 研修後 5 営業日以内	データ
4	アンケート結果	研修後 5 営業日以内	データ
5	研修で使用した資料	研修後 5 営業日以内	データ
6	研修時の写真	研修後 5 営業日以内	データ
7	実績報告書	令和 7 (2025) 年 3 月 7 日まで	紙媒体 1 部 電子媒体 1 部

(2) 納入条件

ア 紙媒体

- ・日本産業規格 A 列 4 番又は A 列 3 番 (A 列 3 番を用いる場合は折り込み、A 列 4 番に収まる形態とすること) の形態で納品すること。

イ データ・電子媒体

- ・Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint で扱える形式とすること。
- ・チラシなど特殊な形式で納入する必要がある場合は、事前に甲に相談し、指示に従うこと。
- ・データはメール等により納品すること。
- ・実績報告書は USB 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

(3) 検収

- ・乙は、甲に内容の説明を実施して検収を受けること。
- ・検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合は、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について甲に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- ・甲は、必要がある場合には、乙に対して本委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができるものとする。

(4) その他

- ・成果物は全て日本語で作成すること。ただし、固有名詞については日本語以外での記述も可とする。
- ・専門用語には説明を付すこととし、本業務内でのみ使用する文言については定義づけを行うこと。
- ・第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。

7 秘密保持等

(1) 個人情報の取扱い

乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(2) 機密保持、資料の取扱い

- ・受託した業務以外の目的で情報を取得しないこと。
- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を、委託した業務以外の目的で利用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・乙の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合は、直ちに甲に報告すること。また、その個人情報の漏洩に伴い甲に損害が発生した場合は、乙はその一切の責任を負うものとする。

- ・業務の履行中に取り扱った情報については、複製したものを含め、本業務終了後に返却可能なものは返却しつつ、抹消等を行い復元不可能な状態にすること。
- ・適切な措置が講じられていることを確認するため、甲の求めに応じて遵守状況の報告を行う、又は甲による実地調査が実施できるようにすること。
- ・秘密保持は、契約完了後も有効に存続する。

8 著作権等

- (1) 乙は、本業務の実施に当たり、画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。
- (2) 本業務に係る著作権及び使用権は、全て甲に帰属するものとし、素材データもあわせて甲が自由に二次利用できるものとする。
- (3) 本業務により制作された成果物の一切の著作権は、全て甲に移転する。
- (4) 乙は、甲が認めた場合を除き、成果物に係る著作権者人格権を行使できないものとする。

9 その他

- (1) 事業の成果は、甲に帰属する。
- (2) 事業の実施に当たっては、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。ただし、他の団体等と連携して事業を実施する場合は、あらかじめ役割分担等を記載した資料を作成し、甲と協議するものとする。